

特集号
7|25
平成21年(2009)

北区ニュース

区役所庁舎のあり方検討
 ○ 庁舎の現況
 ○ 想定する検討ケース
 ○ 庁舎の主な課題
 ○ ご意見募集 など

区役所庁舎は「耐震性」などの問題を抱えています!! 区民の皆さんのご意見をお寄せください

北区では、阪神・淡路大震災の発生を機に平成7年度から区有施設の耐震診断調査を実施してきました。庁舎建物の耐震補強についても検討を行ってきましたが、防災拠点となる学校をはじめ、保育施設や福祉施設などの耐震補強工事を優先して実施してきました。そのため、現在に至るまで庁舎の耐震補強は実施していません。

この間、第一庁舎、第二庁舎、第四庁舎及び別館は、建築後約40～50年が経過し、建物や設備などの老朽化が進み、雨漏り、排水管の詰まりなど、多くの問題が生じています。古い構造であるため、バリアフリー化を進



めることも困難な状況です。

また、6つの建物(下図参照)に分かれている現在の庁舎は、「わかりづらい」「1カ所で手続きが済まない」など来庁する皆さんにご不便をおかけしています。

こうした状況をふまえ、現在の庁舎のさまざまな問題解決と今後の北区庁舎はどのような庁舎が望ましいか、総合的な観点から検討を始めています。

今回の特集号は、将来にわたって来庁者の安全と利便性を高め、災害時には拠点として十分機能する庁舎とするにはどうすべきか、広くご意見を求めるものです。

■現在の庁舎配置と主な窓口

6つの庁舎により、主な区民サービスや行政事務を行っています
※本庁舎以外の出先施設は除きます。

- 別館** 民生委員に関すること
- 第一庁舎** 戸籍、国民健康保険、国民年金、高齢者、障害者、子育て、税金、住宅、建築、議会に関すること
- 第五庁舎** 区有施設に関すること
- 第二庁舎** 住民票、印鑑証明、保育園申請、学校手続、体育施設、社会教育に関すること
- 第三庁舎** 生活保護に関すること
- 第四庁舎** 環境、リサイクル、介護保険に関すること

■庁舎の耐震などに関するこれまでの主な取り組み

- 平成7年度～ 「耐震診断調査」を実施
すべての庁舎の耐震性の調査を行いました。
- 平成8年度～ 「耐震補強工法の比較検討」
耐震診断調査により、耐震補強の方法を検討しました。
- 平成12年度 「北区基本計画2000」策定(区役所庁舎改築計画の策定)
将来的に庁舎改築計画を策定することを決めました。
- 平成13年度～ 「庁舎耐震補強及び保全に関する基礎的検討」
耐震補強や大規模な改修などを検討しました。
- 平成16年度 「北区基本計画2005」策定(庁舎の改築及び基金の創設)
将来に備えて庁舎の改築基金を創設することを決めました。
- 平成17年度～ 「庁舎のあり方・方向性」を再検討
これまでの検討を踏まえて、庁舎のあり方検討を始めました。
- 平成20年度 「北区役所庁舎のあり方についての検討報告」
検討報告をまとめました。

■各庁舎の現在の状況

庁舎は、昭和35年に建設された第一庁舎(中央棟)をはじめとして、多様な区民サービスを提供するために、庁舎の拡張整備を進めてきました。

庁舎名	第一庁舎				第二庁舎	第三庁舎	第四庁舎	第五庁舎	別館
	中央棟	西側棟	東側棟	立体駐車場					
建築年月	昭和35年5月	昭和37年10月	昭和43年2月	平成4年8月	昭和38年5月	昭和59年7月	昭和36年4月	平成13年3月	昭和35年1月
築後年数※1	49年	46年	41年	16年	46年	25年	48年	8年	49年
建物階数	地上4階 地下1階	地上4階 地下1階	地上7階 地下1階		地上4階 地下1階	地上3階 地下1階	地上3階 地下1階	地上3階	地上2階
延面積	13,762㎡				4,538㎡	1,920㎡	1,650㎡	477㎡	748㎡
庁舎総面積：23,095㎡									
大規模改修工事※2 実施年	昭和61年～平成2年 (設備機器を含めた大規模な改修)			未実施	昭和61年 (旧王子郵便局を庁舎に改修)	未実施	平成4年 (旧北区会館を庁舎に改修)	未実施	未実施
建物の耐震性※3	強度が劣弱で補強対策が必要			基準を満たす	強度が劣弱で補強対策が必要	基準を満たす	建物強度が不足※4	基準を満たす	強度が劣弱で補強対策が必要

※1 築後年数は、平成21年7月現在の建築年月からの年数。
 ※2 「大規模改修」とは、設備機器や建物の劣化状況を踏まえて、建物機能を維持するために計画的に実施する大規模な改修工事のこと。
 (建物が目標使用年数(概ね65年程度)を迎えるまでに2～3回程度実施することが望ましい)
 ※3 「建物の耐震性」とは、建物の地震に対する性能のこと。建築基準法上の耐震基準では、「中規模の地震に対しては大きな損傷はしない、建物の供用期間中に一度起こるか起こらないかの大地震に対しては使用者の生命を守る(倒壊しない)」ことを目標に設定。
 ※4 「建物強度が不足」とは、強度不足のため耐震診断基準の適用対象外であることを示す。

■「庁舎のあり方」として、次の検討ケースを想定しています。

	A案	B案	C案	D案
検討ケースの考え方	<p>現在の庁舎に必要な耐震補強や大規模改修工事を行って使用し、目標使用年数^{※1}に達するまでに建て替える検討ケース</p> <p>＜現在＞ 現在庁舎 → 整備後庁舎 → 将来の庁舎</p> <p>耐震補強・大規模改修工事 <一部建て替え> (A案・B案)</p> <p>庁舎建替の検討 <庁舎建設></p>		<p>新たな庁舎に建て替える検討ケース</p> <p>現在庁舎 → 改築庁舎 (C案)</p> <p>新たな庁舎の建設</p> <p>庁舎建設に向けた検討 → 新庁舎 (D案)</p>	
各案の概要	<p>在来工法^{※2}による耐震補強と大規模改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一庁舎・第二庁舎 耐震補強(在来工法)と大規模改修 第四庁舎・別館 解体、改築(現敷地) 第三庁舎・第五庁舎 継続して使用 	<p>免震工法^{※3}による耐震補強と大規模改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一庁舎・第二庁舎 耐震補強(免震工法)と大規模改修 第四庁舎・別館 解体、改築(現敷地) 第三庁舎・第五庁舎 継続して使用 	<p>現在の敷地での改築</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一庁舎・第二庁舎・第四庁舎・別館 解体、改築(現敷地) <工事期間中は、仮庁舎を使用> 第三庁舎・第五庁舎 庁舎改築後に移転 	<p>新たな敷地に新庁舎を建設</p> <ul style="list-style-type: none"> 新庁舎 新たな敷地に建設 第一庁舎・第二庁舎・第四庁舎・別館 新庁舎建設後に移転 <解体、跡地利用を検討> 第三・第五庁舎 新庁舎建設後に移転
耐震性	耐震補強により、大地震に対して建物骨組みに甚大な被害がなく、人命の安全は確保できる。執務室内の備品の転倒防止対策は必要となる。	免震装置(地震力を低減させる装置)による補強工法により、大地震での人的被害や建物被害を最小限にすることができる。また、備品の転倒等もほぼ無くなる。	庁舎建設において、免震装置(地震力を低減させる装置)などを設置することにより、大地震での人的被害や建物被害を最小限にすることができる。また、備品の転倒等もほぼ無くなる。	
老朽化	交換等が必要な設備機器(設置場所等により省エネ対応の最新機器への更新には限界がある)を更新するとともに、庁舎を全面改修する(第三庁舎・第五庁舎は除く)。		新たな庁舎として、計画的な維持管理を進め、建物の長寿命化に向けた取り組みを実施していくこととなる。	
庁舎面積 ^{※4}	<p>約24,700m²^{※a} (第四庁舎・別館の改築による面積増:約1,600m²)</p> <p>庁舎の分散化及びバリアフリー対応は、現在の状況とあまりかわらない。 ☆第一庁舎・第二庁舎は、耐震補強壁により使用できる事務室面積が大幅に減少する。</p>	<p>約24,700m²^{※a} (第四庁舎・別館の改築による面積増:約1,600m²)</p> <p>庁舎の分散化や室内の広さ及びバリアフリー対応は、現在の状況とあまりかわらない。</p>	<p>約33,000m²^{※b} (現庁舎面積からの増:約9,900m²)</p> <p>十分な広さは確保できるが、庁舎は4カ所に分かれるため、分散化は解消されない。 バリアフリー対応など実現できる。</p>	<p>約33,000m²^{※b} (現庁舎面積からの増:約9,900m²)</p> <p>十分な規模を確保でき、建物の分散化も解消される。 バリアフリー対応など実現できる。</p>
整備費 ^{※5}	<p>整備費試算:約60億円</p> <p>☆今後15年から16年には、庁舎建替時期を迎えるため、C案又はD案と同程度の整備費がさらに必要となる。</p>	<p>整備費試算:約80億円</p>	<p>整備費試算:約180億円</p>	<p>整備費試算:約150億円</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 現庁舎を目標使用年数まで使い続ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災拠点機能の役割を果たすことができる。 工事期間は最短 	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階から多くの意見を反映することが可能 防災拠点機能の充実向上が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階から多くの意見を反映することが可能 庁舎機能の一元化によるサービス向上と防災拠点機能の充実向上が可能 仮庁舎が不要
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 工事期間中、事務室の移転場所が必要 耐震補強、大規模改修後、ただちに建替への検討を開始する必要がある。 バリアフリー等行政サービスの向上は困難で、場所によっては狭小さが増す。 当面は最も整備費負担額を抑えた案だが、長期的には財政負担が大きくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震補強工事を行うには、庁舎に接する若干の用地が必要になる可能性がある。 工事期間中、事務室の移転場所が必要 耐震補強、大規模改修後、ただちに建替への検討を開始する必要がある。 バリアフリー等行政サービスの向上は困難 A案の次に整備費負担額を抑えた案だが、長期的には財政負担が最も大きくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎分散化が解消できない。 庁舎全体の仮移転が必要。 仮庁舎整備が必要のため、当面の整備費用は最も大きい。 仮庁舎整備までの間、既存庁舎に暫定的な耐震補強をする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな用地が必要 新庁舎完成までの間、既存庁舎に暫定的な耐震補強をする必要がある。

※1 「目標使用年数」とは

一般的に鉄筋コンクリート造建築物の耐用年数は、税法上で示されている50年(減価償却資産の耐用年数)という数値があります。北区では、長期にわたって区有施設の機能を維持し、向上を目指す取組みを行いながら、65年を目標使用年数としています。第一庁舎(中央棟)は現在築後49年で、目標とする使用年数はあと16年です。

※2 「在来工法」による耐震補強とは

建物の耐震性を向上させるために、柱と梁に囲まれる壁部分を鉄筋コンクリート壁や鉄骨筋かいなどで補強する方法など、北区の学校における耐震補強工事で最も多く採用されている工法です。

※3 「免震工法」による耐震補強とは

建物の基礎などの建物骨組み部分に、免震装置(地震力を低減させる装置)を組み込むことにより、建物自体が地震力の影響を受けにくくなる工法です。現在の豊島区役所で採用された耐震補強方法です。

※4 「庁舎面積」について

各検討案の想定により試算した庁舎面積(※試算面積は、想定条件等の設定により大幅に異なる場合があります)。

※a:現在の庁舎面積(約23,100m²)と第四庁舎・別館の改築による増面積(約1,600m²)を加えた試算面積。

※b:建替えに際して、庁舎機能を踏まえて想定した試算面積(想定職員数に対する総務省地方債査定基準に基づき試算)。

※5 「整備費」について

各検討案の想定により試算した整備費の概算想定金額(試算金額は、想定条件等の設定により大幅に異なる場合があります)。

なお、本整備費試算では、用地取得費や庁舎移転に伴う備品等の購入費及びシステム移転経費等は含んでいません。

■現在の庁舎の状況と主な課題

<問題点その1> 庁舎の耐震性が不足

●防災拠点や災害復旧・復興拠点としての十分な機能が果たせません

災害時には、庁舎が災害復旧・復興拠点となります。第三庁舎及び第五庁舎以外の庁舎は建物の耐震性に問題があり、その役割が果たせない恐れがあります。



<問題点その2> 施設の老朽化が進行

●改修工事を重ねています

第五庁舎を除き、建築後25～49年を経過しており、これまで計画的な改修工事を行ってきませんでした。しかし、すべての面で著しく老朽化が進んでいます。



●庁舎を維持管理するための費用が増大しています

老朽化に伴い、建物や設備の改修、補修の頻度が高まっており、今後さらに費用が増すことが予想されます。また、古い機器類は部品の補充ができず、補修が困難になっています。



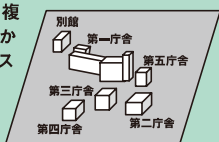
●省エネルギーや地球温暖化対策という点でも、効率がよいとはいえません

「元気環境共生都市」を宣言している北区は、環境対策に率先して取り組む必要があります。現在の庁舎の設備では環境に対しても効率・機能が不十分です。

<問題点その3> 6つに分かれた庁舎と面積の不足

●庁舎が6つの建物に分かれていることは、区民サービスを低下させています

庁舎がわかりにくい、目的の窓口に至るまでに時間と労力を要し、用件によっては、複数の庁舎にまたがり、不便をおかけしています。また、区民サービスのためのスペースに十分な広さや場所を確保することができていません。



●バリアフリー対応が不十分です

段差が多く、誰もが利用しやすいバリアフリーの設備や環境になっていません。



●行政事務の効率化を妨げています

電子区役所を推進するためのICT戦略に対応するスペースなどが不足しています。

さらに、会議室などの打ち合わせスペースや書庫、倉庫なども不十分で事務に支障が生じています。



上記のような問題を解消し、庁舎としての機能を効率的に実現するための代表的な4つのケースを右のように考えました。

この北区ニュース特集号をご覧になったの感想、これまでに庁舎にお越しになったときの感想などをお寄せください。

※詳しくは裏面をご覧ください。

のりづけ

(ご意見記入欄)

次のそれぞれの項目について、どう考えますか。

・北区役所を災害対策の拠点として機能する建物とすることの必要性について

・総合窓口の開設や相談窓口におけるプライバシーの確保など、来庁者にとっての十分なスペースの必要性について

・6カ所に分散している北区役所庁舎の分散化解消の必要性について

・北区役所のバリアフリー化対応の必要性について

のりづけ

(ご意見記入欄)

北区役所庁舎に関して自由にご意見をお書きください。

あなたご自身の該当する項目に○で囲んでください。

年齢 20歳代以下 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳代以上
ご住所 赤羽地区 王子地区 滝野川地区 他区市町村

ご協力ありがとうございました。

のりづけ

■庁舎検討の基本的な方向性

庁舎の機能には、どのようなことが求められるか、さまざまな視点から検討します。

区民サービスの向上

- ワンストップサービス※1を提供できる総合窓口の方式の導入など、誰もが利用しやすい庁舎に。
- 使いやすい施設設備や、わかりやすい表示・案内に。

防災拠点機能の整備・強化

- 地震などの万一の災害に対して、災害復旧と復興拠点としての役割を十分に果たせる庁舎に。

区民自治の拠点

- 区民交流や区民活動の拠点となる庁舎に。
- 「協働」の場としての情報共有の拠点となる庁舎に。

行政効率の向上

- ICT※2と電子区役所に対応できる庁舎に。
- よりよい区民サービスを実現するために、総合的で効率的な行政運営を行うための執務環境が整った庁舎に。
- 区民の代表である議会にとって、十分な機能を備えた庁舎に。

財政負担の軽減・効率化

- 整備に必要な費用とともに、建物の長期的な維持管理に必要な費用の両方を勘案し、最適な方法を選定

環境負荷の低減

- 省エネルギーやリサイクルなど、できるかぎり地球環境に配慮した庁舎に。

※1 ワンストップサービス：必要な複数の手続きを一つの窓口で完了できるサービス
 ※2 ICT：情報や通信に関する技術の総称（Information and Communication Technology）

■今後の検討の進め方

<区議会における特別委員会の設置>

区議会に「庁舎のあり方検討特別委員会」が設置され、今後の庁舎の望ましいあり方について検討していきます。

区民の皆さん

報告 要望 意見

アンケート、パブリックコメントの実施

<庁舎のあり方専門委員会の設置>

区内に学識経験者を中心とした「東京都北区庁舎のあり方専門委員会」を設置し、庁舎のあり方について専門的な視点から検討します。

★ご意見をお寄せください。

現在の庁舎に関することやこれからの庁舎に望むことなど、庁舎のあり方に係るご意見、ご要望をお寄せください。下記の封筒を切り取り、封筒状にのりづけをして、平成21年8月25日(火)までに郵送(切手は不要)してください。

- 直接持参、FAXも可 ○個別に回答はしません。
- 北区ホームページでも同様のアンケートを実施しています。

ホームページ <http://www.city.kita.tokyo.jp/> トップページ>区民参加>アンケート

関係

〒114-8508(住所不要)
総務部総務課庁舎・車両管理係 第一庁舎3階5番窓口
☎03(3908)8628 FAX03(3905)3423

